

# 国内裁判例レポート

2023年第8号

## 「流体供給装置」事件

## (知財高判令和3年6月28日 令和2年(ネ)第10044号<sup>1</sup>)

原審(東京地裁令和2年1月30日 平成29年(ワ)第29228号)

### 概要

- (1)特許権侵害訴訟において、「記憶媒体」の用語の意味が争点となった事例。
- (2)控訴審(知財高裁)において、明細書における「課題」の記載を参酌し、「媒体預かり」と「後引落し」との組合せによる決済を想定できない記憶媒体(非接触式ICカード)は本件発明の「記憶媒体」には当たらないと判断された(原審において、この点は争点化されていなかった)。
- (3) 特許権侵害訴訟におけるクレーム解釈の参考事例。

## 対象特許(特許第4520670号2)

### 【請求項1】(下線は筆者による)

記憶媒体に記憶された金額データを読み書きする記憶媒体読み書き手段と、

前記流体の供給量を計測する流量計測手段と、

前記流体の供給開始前に前記記憶媒体読み書き手段により読み取った<u>記憶媒体</u>の金額データが示す金額以下の金額を入金データとして取り込むと共に、前記金額データから当該入金データの金額を差し引いた金額を新たな金額データとして前記<u>記憶媒体</u>に書き込ませる入金データ処理手段と、

該入金データ処理手段により取り込まれた入金データの金額データに相当する流量を供給可能とする供給許可手段と、

前記流量計測手段により計測された流量値から請求すべき料金を演算する演算手段と、前記流量計測手段により計測された流量値に相当する金額を前記演算手段により演算させ、当該演算された料金を前記入金データの金額より差し引き、残った差額データの金額を前記<u>記憶媒体</u>の金額データに加算し、当該加算後の金額データを前記<u>記憶媒体</u>に書き込む料金精算手段と、

を備えたことを特徴とする流体供給装置。

#### [0005]

#### 【発明が解決しようとする課題】

ところが、従来の燃料供給システムでは、プリペイドカードがカードリーダライタに挿入されてしまうと、外部からプリペイドカードが見えないため、給油終了後にプリペイドカードを挿入してあるのを忘れてしまい、プリペイドカードを置いたまま給油所から退場してしまうおそれがあった。

#### [0006]

また、プリペイドカードが給油中の計量機に設けられたカードリーダライタに挿入されている場合、例えば、飲み物の自動販売機等にプリペイドカードを挿入して飲み物を購入できず、不便であった。

#### [0007]

さらに、プリペイドカードの一部がカード挿入口からはみ出した状態で給油開始されるよ

<sup>1</sup> https://www.ip.courts.go.jp/app/hanrei\_jp/detail?id=5592

 $<sup>\</sup>frac{\text{https://www.j-platpat.inpit.go.jp/c}1800/PU/JP-2001-218342/2690F954EEEA0646869E1A25602B1131910D75E5}{7F812E7FFBA05304FE67708D/10/ja}$ 



うに構成された方式では、プリペイドカードがカードリーダライタに挿入されていることが分かるので、給油終了後のカード忘れが防止される反面、給油中にプリペイドカードを引き抜くことができるので、例えば、運転者が窓拭き等のために車両側へ移動していると、プリペイドカードが盗難にあう可能性があり、運転者が計量機から離れられないという問題があった。

そこで、本発明は上記課題を解決した流体供給装置及び流体供給方法及び記憶媒体及びプログラムを提供することを目的とする。

## 裁判所(控訴審)の判断

裁判所(控訴審)は、明細書の「発明が解決しようとする課題」の記載(段落【0005】~【0007】)に記載の3つの課題を「本件3課題」と認定し、本件発明の「記憶媒体」の意義を限定解釈し、「非接触式ICカード」は「本件3課題」を有するものではなく、本件発明の課題解決の対象にならないから、本件発明の「記憶媒体」に該当しないと判断した(判決抜粋中の下線は筆者による)。

・・・・本件従来技術においては、給油開始前にプリペイドカードを預かること(以下「媒体預かり」という。)と給油終了後に代金を引き落とすこと(以下「後引落し」という。)との組合せによって、代金回収不能のリスクを避けつつセルフ式GSの運営を可能にしていた。これに対し、本件発明は、代金回収不能のリスクを避けつつセルフ式GSの運営を可能にするだけでなく、本件3課題を解決するために、「先引落し」と「後精算」との組合せを採用したものといえる。

・・・本件発明の技術的意義が上記1のとおりであることに照らして、「媒体預かり」と「後 引落し」との組合せによる決済を想定できる記憶媒体でなければ、本件3課題が生じるこ とはなく、したがって、本件発明の構成によって課題を解決するという効果が発揮された ことにならないから、上記の組合せによる決済を想定できない記憶媒体は、本件発明の「記 憶媒体」には当たらない。

## まとめ

本件特許の明細書には、「記憶媒体」の例として、磁気プリペイドカード以外に「ICメモリが内蔵された電子マネーカード」や「ディスク状、テープ状など、カード状以外のもの」が明示されている。本件判決においても、「本件発明の『記憶媒体』は必ずしも磁気プリペイドカードには限定されない」と認定している。

特許法70条2項は「願書に添付した明細書の記載及び図面を考慮して、特許請求の範囲に記載された用語の意義を解釈する」ことを規定する。明細書中の「課題」や「効果」を詳細に記載しすぎると、クレームの意図しない限定解釈の要素になり得る。他方、明細書中の「課題」や「効果」の詳細な記載が、本件発明の進歩性や発明成立性の議論に役立つこともある。明細書のドラフトにおいて、「課題」や「効果」をどの程度まで具体的に記載するかについては、戦略的に検討する必要がある。

なお、上記「記憶媒体」の充足性は原審において争われていない。本件は、控訴審において自白の成否が議論されているという点でも興味深い事件である。興味のある方は、判決内容を確認して頂きたい。

キーワード 特許、クレーム解釈 (70条)、機能的記載

[担当] 深見特許事務所 高橋 智洋

#### 「注記」

本レポートに含まれる情報は一般的な参考情報であり、法的助言として使用されることを意図していません。IP 案件に関しては弁理士にご相談下さい。